

・金融政策決定会合における決定の内容

1. 金融政策運営に関する決定事項等

(平成19年4月10日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

(別添)

2007年4月10日

日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

(注) 賛成：福井委員、武藤委員、岩田委員、須田委員、水野委員、西村委員、野田委員
中村委員、亀崎委員
反対：なし

(19年4月27日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

(別添)

2007年4月27日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

(注) 賛成：福井委員、武藤委員、岩田委員、須田委員、水野委員、西村委員、野田委員
中村委員、亀崎委員
反対：なし

(19年4月27日決定)

「経済・物価情勢の展望(2007年4月)」の基本的見解を決定する件

(案件)

標題の件に関し別紙のとおり決定すること。

(別紙)

2007年4月27日
日本銀行

経済・物価情勢の展望(2007年4月)

【基本的見解】¹

(経済・物価情勢の見通し)

わが国経済は、緩やかに拡大している。好調な企業部門に比べると、家計部門の改善テンポがやや緩慢であるが、全体としてみれば、2006年度の経済は、前回(2006年10月)の「経済・物価情勢の展望」(展望レポート)で示した見通しに概ね沿って推移したとみられる²。

先行き2007年度から2008年度を展望すると、生産・所得・支出の好循環メカニズムが維持されるもとで、息の長い拡大を続けると予想される。成長率の水準は、2007年度、2008年度とも、潜在成長率を幾分上回る2%程度で推移する可能性が高い。

¹ 4月27日開催の政策委員会・金融政策決定会合で決定されたものである。

² なお、2006年度の成長率は、昨年12月にGDP統計の2005年度計数が確報化により下方修正されたことに伴い、2006年度への発射台(年度中の各期の前期比伸び率がゼロであった場合の年度平均の前年比)が0.3%ポイント縮小したことの影響を受けた。

こうした先行きの経済の姿は、以下のような前提やメカニズムに基づいている。第1に、海外経済の拡大が続くことを背景に、輸出は増加を続けると予想される。米国経済は、足もとは住宅市場の調整が続いていることなどから減速しているが、先行きは安定成長へ軟着陸する可能性が高い。海外経済全体としても、地域的な拡がりを伴って拡大を続けると想定される。第2に、企業部門の好調が続くとみられる。高水準の企業収益が続く中で、設備投資は増加を続けると予想される。もっとも、企業が投資採算を厳しく見定める姿勢を堅持していることを踏まえると、資本ストック循環の観点からみて、設備投資の伸び率は次第に低下していくと考えられる。第3に、好調な企業部門から家計部門への波及が、緩やかながら着実に進んでいくとみられる。グローバルな競争や資本市場からの規律の高まりを意識した企業の人件費抑制姿勢は続くと考えられるが、雇用者数の増加が続く中で、労働市場の需給がさらに引き締まっていけば、賃金の上昇圧力は徐々に高まっていくと想定される。加えて、株式配当の増加など様々なルートを通じて、企業部門の好調は家計部門に波及し、そうしたもとで、個人消費は緩やかな増加基調を辿る可能性が高い。第4に、極めて緩和的な金融環境が引き続き民間需要を後押しするとみられる。金融機関は、積極的な貸出姿勢を続けており、短期金利は、経済や物価との関係からみて、極めて低い水準で推移している。

こうした経済の見通しのもとで、物価を巡る環境をみると、第1に、設備や労働といった資源の稼働状況は高まっており、今後もさらに高まっていくとみられる。マクロ的な需給ギャップをみても、引き続き、需要超過方向で推移していくと考えられる。第2に、ユニット・レーバ・コスト（生産1単位当たりの人件費）は、なお低下を続けているものの、賃金の緩やかな上昇のもとで、下げ止まりから若干の上昇に転じていく可能性が

高い。第3に、民間経済主体のインフレ予想は、各種調査では、既往の石油製品価格の下落の影響などから全般に下振れているが、引き続き先行きにかけて物価が緩やかに上昇していく形となっている。

物価指数に即してみると、2006年度の国内企業物価指数は、国際商品市況の下落を背景に、前回の見通し対比幾分下振れて推移している。先行きについては、原油などの商品市況や為替相場にも左右されるが、上昇基調を続けるとみられる。

消費者物価指数（除く生鮮食品）は、足もとは、原油価格下落などの影響もあって前回見通し対比幾分下振れている。先行きは、原油価格の動向にもよるが、前年比でみて目先はゼロ%近傍で推移する可能性が高いものの、より長い目でみると、プラス幅が次第に拡大するとみられる。その結果、2007年度はごく小幅のプラス、2008年度は0%台半ばの伸び率となると予想される。

（上振れ・下振れ要因）

以上述べた見通しは、前述の前提やメカニズムに依拠した上で、最も蓋然性が高いと判断される見通しについて述べたものである。したがって、先行きの経済情勢については、以下のような上振れまたは下振れの要因があることに留意する必要がある。

第1に、海外経済の動向である。米国では、住宅市場の調整は続いているが、これまでのところ、個人消費が堅調に推移するなど、経済に広範な影響を及ぼしていない。また、設備投資は、このところ先行指標の一部が弱い動きとなっているが、高水準の企業収益を背景に、緩やかな増加基調が維持されるとみられる。しかし、住宅市場の調整が予想以上に深いものとなったり、設備投資が下振れた場合、景気は一段と減速する可能性がある。また、物価情勢については、設備や労働といった資源の稼働状況が高

水準であるもとの、原油価格の動向などと相俟って、インフレ圧力が減衰しない可能性もある。この場合、金融市場の反応等を通じて、米国経済や世界経済全体に悪影響が及ぶリスクがある。中国では、力強い拡大が続いているが、固定資産投資や輸出の動向次第では、見通し期間中の成長率が上振れる可能性がある。また、原油価格をはじめとする国際商品市況も、その状況如何では、世界経済の先行きに影響を与える可能性がある。

第2に、IT関連財の需給動向である。IT関連財の国内における在庫増は、主として国内向け製品に関する局所的な要因によるものとみられ、世界全体でみたIT関連財の需要は着実に拡大基調を続けていると考えられる。ただし、世界的な供給拡大のペースが速いだけに、海外経済の減速などから需要予測が大きく下方修正されれば、需給バランスが崩れる可能性もある。もっとも、その場合でも、収益力や財務基盤などの面で、わが国企業部門の体力が高まっていることは、景気全体への影響の緩衝材になると考えられる。

第3に、金融環境などに関する楽観的な想定に基づく、金融・経済活動の振幅の拡大である。企業や金融機関などの財務面での改善が進む中、実質金利が極めて低い水準にあることから、金融・経済活動が積極化しやすい環境にある。また、大都市で地価の上昇傾向が明確化してきているなど、資産価格の動きも、そうした行動を活発化させる方向に作用すると考えられる。こうした中で、仮に、期待成長率や資金調達コスト、為替相場や資産価格の見通しなど、先行きの採算に関する楽観的な想定に基づいて金融・経済活動が積極化する場合には、金融資本市場において行き過ぎたポジションが構築されたり、非効率な経済活動に資金やその他の資源が使われ、長い目でみた資源配分に歪みが生じるおそれがある。このような行動は、短期的には景気や資産価格を押し上げることがあっても、その後の調

整を余儀なくされ、息の長い成長を阻害する可能性がある。

次に、物価上昇率の先行きについても、上振れ・下振れ両方向の不確実性があることに留意する必要がある。第1に、需給ギャップに対する物価の感応度は、経済のグローバル化の進展や規制緩和などを背景に低下しているとみられるが、その程度には不確実性がある。とりわけ、景気拡大が続く中であっても、賃金の上昇テンポが生産性との対比で高まっていかないうような場合には、物価への下押し圧力が根強く残ることが考えられる。一方、今後、設備や労働といった資源の稼働状況が緩やかながらさらに高まっていく過程で、インフレ予想や企業の人件費抑制スタンスが大きく変化し、物価に上振れ圧力が加わる可能性もある。第2に、地政学リスクなどを背景に、原油をはじめとする商品市況の動向には上下両方向に不確実性が大きい。

(金融政策運営)

日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」(金融政策運営に当たり、各政策委員が、中長期的にみて物価が安定していると理解する物価上昇率)を念頭に置いた上で、経済・物価情勢について2つの「柱」による点検を行い、先行きの金融政策運営の考え方を整理することとしている。

「中長期的な物価安定の理解」は、消費者物価指数の前年比で0～2%程度の範囲内にあり、委員毎の中心値は、大勢として、概ね1%の前後で分散している(BOX参照)。

第1の柱、すなわち先行き2008年度までの経済・物価情勢について最も蓋然性が高いと判断される見通しについて、政策金利に関して市場金利に織り込まれている金利観を参考にしつつ点検すると、上述した通り、わが国経済は、生産・所得・支出の好循環メカニズムが維持されるもとの、息の長い拡大が続くとみられる。また、消費者物価指数(除く生鮮食品)の

前年比は、目先はゼロ%近傍で推移する可能性が高いが、より長い目でみると、プラス幅が次第に拡大していくと予想される。こうした動きは、「中長期的な物価安定の理解」に沿ったものと評価できる。このように、わが国経済は、物価安定のもとでの持続的な成長を実現していく可能性が高いと判断される。

第2の柱、すなわち、より長期的な視点を踏まえつつ、確率は高くなくとも発生した場合に生じるコストも意識しながら、金融政策運営の観点から重視すべきリスクを点検すると、経済・物価情勢の改善が展望できる状況下、金融政策面からの刺激効果は一段と強まる可能性がある。例えば、仮に低金利が経済・物価情勢と離れて長く継続するという期待が定着するような場合には、企業や金融機関などの行き過ぎた活動を通じて、中長期的にみて、経済・物価の振幅が大きくなったり、非効率な資源配分につながるリスクがある。一方、前述のような下振れ要因が発生した場合、経済情勢の改善が足踏みするような局面が考えられる。また、経済情勢の改善にもかかわらず、物価が上昇しない状況が続く可能性もある。ただし、企業部門の体力や金融システムの頑健性が高まっていることから、物価下落と景気悪化の悪循環が生じるリスクはさらに小さくなっていると考えられる。

昨年3月の量的緩和政策解除以降の金融政策運営を振り返ると、経済・物価情勢の先行きを展望して、生産・所得・支出の好循環メカニズムが働き、息の長い成長が続く中で、消費者物価は長い目でみると緩やかに上昇し「中長期的な物価安定の理解」に沿って推移する蓋然性が高いという判断に基づいて、経済・物価情勢の変化に応じて、徐々に金利水準の調整を行ってきた。物価上昇圧力が弱いもとで、調整のペースはゆっくりとしたものであり、極めて低い金利水準による緩和的な金融環境が維持された。

今後の金融政策運営においても、こうした基本的な考え方を維持する方針である。すなわち、「中長期的な物価安定の理解」に照らして、日本経済が物価安定のもとでの持続的な成長軌道を辿る蓋然性が高いことを確認し、リスク要因を点検しながら、経済・物価情勢の改善の度合いに応じたペースで、徐々に金利水準の調整を行うことになると考えられる。

以 上

(B O X) 「中長期的な物価安定の理解」の点検

日本銀行は、昨年3月に「『物価の安定』についての考え方」を公表し、その中で、「中長期的な物価安定の理解」（金融政策運営に当たり、中長期的にみて物価が安定していると各政策委員が理解する物価上昇率）について、原則としてほぼ1年毎に点検していくこととしていた。今回、概ね1年を経過したことから、点検を実施した。

そのポイントは以下の3点である。

(1) 物価の安定についての基本的な考え方の再確認

「『物価の安定』についての考え方」で示した以下の点など、基本的な考え方が再確認された。

「物価の安定」とは、家計や企業等の様々な経済主体が物価水準の変動に煩わされることなく、消費や投資などの経済活動にかかる意思決定を行うことができる状況であること。

金融政策の効果が波及するには長い期間を要し、また、様々なショックに伴う物価の短期的な変動をすべて吸収しようとすると経済の変動がかえって大きくなることから、十分長い先行

きの経済・物価の動向を予測しながら、中長期的にみて「物価の安定」を実現するように努めていくこと。

(2) 「中長期的な物価安定の理解」の検討の視点

「中長期的な物価安定の理解」の検討に当たっては、消費者物価指数の計測誤差（バイアス）、物価下落と景気悪化の悪循環のリスクに備えた「のりしろ」、物価が安定していると家計や企業が考える物価上昇率、を考慮した。この点、バイアスは、昨年基準改定を踏まえても、引き続き、大きくないと判断される。「のりしろ」に関しては、企業部門の体力や金融システムの頑健性が高まっていることから、物価下落と景気悪化の悪循環が生じるリスクはさらに小さくなっていると考えられる。また、物価上昇率の変動が小さい中で、物価が安定していると家計や企業が考える物価上昇率には、大きな変化はないとみられる。

(3) 「中長期的な物価安定の理解」の点検結果

以上の議論を踏まえ、「中長期的な物価安定の理解」は以下の通りとなった。

「中長期的な物価安定の理解」は、消費者物価指数の前年比で0～2%程度の範囲内にあり、委員毎の中心値は、大勢として、概ね1%の前後で分散している。

(参考)

2006年度の政策委員の大勢見通し³と実績

対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
10月時点の見通し	+2.3~+2.5 <+2.4>	+2.9~+3.5 <+3.0>	+0.2~+0.3 <+0.3>
実績	+2.1	+2.8	+0.1

2007~2008年度の政策委員の大勢見通し^{3,4}

対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2007年度	+2.0~+2.1 <+2.1>	+0.7~+0.8 <+0.7>	0.0~+0.2 <+0.1>
10月時点の見通し	+1.9~+2.4 <+2.1>	+1.1~+1.5 <+1.2>	+0.4~+0.5 <+0.5>
2008年度	+2.0~+2.3 <+2.1>	+0.8~+1.0 <+1.0>	+0.4~+0.6 <+0.5>

(注1) 2006年度の実質GDPの「実績」については、1~3月期の計数を前期比横這いと仮定して計算した推定値。

(注2) 各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

³ 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

⁴ 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

対前年度比、%。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2007年度	+1.9~+2.5	+0.5~+1.5	-0.1~+0.2
10月時点の見通し	+1.8~+2.6	+1.0~+1.7	+0.4~+0.6
2008年度	+1.9~+2.4	+0.7~+1.2	+0.3~+0.6

(19年5月17日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

(別添)

2007年5月17日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

(注) 賛成：福井委員、武藤委員、岩田委員、須田委員、水野委員、西村委員、野田委員
中村委員、亀崎委員
反対：なし

(19年6月15日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

(別添)

2007年6月15日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

(注) 賛成：福井委員、武藤委員、岩田委員、須田委員、水野委員、西村委員、野田委員
中村委員、亀崎委員
反対：なし

(19年6月15日承認)

2007年7月から2008年6月の金融政策決定会合の開催予定日等に関する件

(案件)

2007年7月から2008年6月の金融政策決定会合の開催予定日等を、別添のとおりとすること。

(別添)

2007年6月15日
日本銀行

金融政策決定会合等の日程(2007年7月～2008年6月)

	会合開催	金融経済月報 (基本的見解) 公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(議事要旨公表)
2007年7月	11日<水>・12日<木>	12日<木>		(8月28日<火>)
8月	22日<水>・23日<木>	23日<木>		(9月25日<火>)
9月	18日<火>・19日<水>	19日<水>		(11月5日<月>)
10月	10日<水>・11日<木> 31日<水>	11日<木>	31日<水>	(11月16日<金>) (12月26日<水>)
11月	12日<月>・13日<火>	13日<火>		(12月26日<水>)
12月	19日<水>・20日<木>	20日<木>		(1月25日<金>)
2008年1月	21日<月>・22日<火>	22日<火>		(2月20日<水>)
2月	14日<木>・15日<金>	15日<金>		(3月12日<水>)
3月	6日<木>・7日<金>	7日<金>		(4月14日<月>)
4月	8日<火>・9日<水> 30日<水>	9日<水>	30日<水>	(5月23日<金>) (6月18日<水>)
5月	19日<月>・20日<火>	20日<火>		(6月18日<水>)
6月	12日<木>・13日<金>	13日<金>		未定

(注) 各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

- 「金融経済月報」基本的見解 15時
背景説明を含む全文 翌営業日の14時
(英訳は2営業日後の16時30分)
- 「経済・物価情勢の展望」基本的見解 15時
背景説明を含む全文 . . . 翌営業日の14時
- 「議事要旨」 8時50分

(19年7月12日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

(別添)

2007年7月12日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(賛成8反対1^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

(注) 賛成：福井委員、武藤委員、岩田委員、須田委員、西村委員、野田委員、中村委員、
亀崎委員
反対：水野委員

(19年8月23日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

(別添)

2007年8月23日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(賛成8反対1^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

(注) 賛成：福井委員、武藤委員、岩田委員、須田委員、西村委員、野田委員、中村委員、
亀崎委員
反対：水野委員

(19年9月19日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移
するよう促す。

(別添)

2007年9月19日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(賛成8反対1^(注))。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0.5%前後で推移するよう促す。

(注) 賛成：福井委員、武藤委員、岩田委員、須田委員、西村委員、野田委員、中村委員、
亀崎委員
反対：水野委員

2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更

(1) 「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件(平成19年6月15日決定)

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

本年6月5日をもって株式会社産業再生機構の清算が終了したことに伴い、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)を別紙1.のとおり一部改正するとともに、「日本銀行業務方法書」(平成10年3月24日付政第29号別紙3.)を別紙2.のとおり一部変更すること。

別紙1.

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

4.(3)を横線のとおり改める。

(3) 適格性判定手続

国債、政府短期証券、政府保証付債券、公募地方債、交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権、預金保険機構に対する政府保証付証書貸付債権、株式会社産業再生機構に対する政府保証付証書貸付債権および銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証書貸付債権以外の担保については、当座勘定取引の相手方である金融機関等(以下「取引先」という。)から

の適格性判定依頼を受けて、本行がその適格性判断を行う。この場合、民間企業債務については、債務者である企業の信用力の判断は、「企業の信用判定基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙2.)に基づきこれを行う。

別表1を横線のとおり改める。

別表1

担保の種類および担保価格

1 . }
) } 略(不変)
17 . }

~~1-8 . 株式会社産業再生機構に対する政府保証付証書
貸付債権~~

~~(1) 当初貸付期間1年以内のもの 残存元本額の9.7%~~

~~(2) 当初貸付期間1年超3年以内のもの 残存元本額の9.3%~~

~~(3) 当初貸付期間3年超5年以内のもの 残存元本額の8.5%~~

~~(4) 当初貸付期間5年超7年以内のもの 残存元本額の7.5%~~

~~(5) 当初貸付期間7年超10年以内のもの
(満期が応当月内に到来するものを含む。) 残存元本額の6.5%~~

~~1-9-18 . 略(不変)~~

(特則)
略(不変)

別表 2 を横線のとおり改める。

別表 2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債(変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を含む)	略(不変)
}	
企業に対する証券貸付債権	

交付税及び譲与
税配付金特別会
計に対する証書
貸付債権

預金保険機構に
対する政府保証
付証書貸付債権

株式会社産業再
生機構に対する
政府保証付証書
貸付債権

銀行等保有株式
取得機構に対す
る政府保証付証
書貸付債権

略（不変）

（附則）この一部改正は、平成19年6月15日から実施する。

別紙2.

「日本銀行業務方法書」中一部変更

別表を横線のとおり改める。

法 律	業 務
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条第二項	略（不変）
}	
金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百四十三号）第十六条第二項	株式会社産業再生機構に対する資金の貸付け
株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）第三十九条第三項	預金保険機構に対する資金の貸付け（その経理を産業再生勘定で整理する業務に係るもの）
同法第四十九条第四項	略（不変）
金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第四十四条第五項（附則第四条第二項の規定により適用される場合を含む。）	略（不変）

（附則）

この業務方法書の一部変更は、平成十九年六月十五日から実施する。

(2) 「日本郵政公社の日本銀行に対する預け金の保有に関する契約」の解約等に関する件 (平成 19 年 8 月 23 日決定)

「日本郵政公社の日本銀行に対する預け金の保有に関する契約」の解約等に関する件

(案 件)

平成 19 年 10 月 1 日をもって日本郵政公社が解散し、株式会社ゆうちょ銀行 (民営化に当たって株式会社ゆうちょが商号変更。) が同公社の郵便貯金業務に係る機能等のうち銀行業を適切に行うために必要な機能等を引き継ぐこととされていること、また同銀行に対しては準備預金制度に基づく日本銀行預け金保有義務が課されることになることを踏まえ、通貨および金融の調節の円滑な実施を確保する観点から、次の措置を講ずること。

- 1 . 本行が日本郵政公社と締結した「日本郵政公社の本行に対する預け金の保有に関する契約要綱」(平成 15 年 3 月 5 日付政委第 19 号別紙 1 .) に定める内容を骨子とする契約を平成 19 年 10 月 1 日をもって解約するとともに、同契約に基づく同公社の平成 19 年 9 月分の預け金保有義務等を株式会社ゆうちょ銀行が承継することとするための所要の措置を講ずること。
- 2 . 「日本郵政公社に適用する預け金率の計算方法等に関する件」(平成 15 年 3 月 5 日付政委第 19 号別紙 2 .) を平成 19 年 10 月 1 日をもって廃止すること。

(3) 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件 (平成 19 年 9 月 19 日決定)

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)および「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 18 年法律第 66 号)の施行に伴い、下記の諸措置を講ずること。

記

1 . 次の政策委員会決定をそれぞれ別紙 1 . から 8 . までのとおり一部改正すること。

(1) 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」

(平成 18 年 4 月 11 日付政委第 31 号別紙 1 .) …… 別紙 1 .

(2) 「国債の条件付売買基本要領」

(平成 14 年 9 月 18 日付政委第 109 号別紙 1 .) …… 別紙 2 .

(3) 「手形売出基本要領」

(平成 12 年 4 月 27 日付政委第 62 号別紙 3 .) …… 別紙 3 .

(4) 「短期国債売買基本要領」

(平成 11 年 10 月 27 日付政委第 163 号別紙 1 .) …… 別紙 4 .

(5) 「国債売買基本要領」

(平成 11 年 3 月 25 日付政委第 43 号別紙 1 .) …… 別紙 5 .

(6) 「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」
（平成 10 年 12 月 15 日付政第 253 号別紙 1 .）…………… 別紙 6 .

(7) 「補完貸付制度基本要領」
（平成 13 年 2 月 28 日付政委第 22 号別紙 1 .）…………… 別紙 7 .

(8) 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」
（平成 16 年 4 月 9 日付政委第 37 号別紙 1 .）…………… 別紙 8 .

2 . 「日本銀行業務方法書」（平成 10 年 3 月 24 日付政第 29 号別紙 3 ）を別紙 9 .
のとおり一部変更すること。

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 3 7 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 2 条第 1 3 項に規定する承継銀行を除く。）証券会社金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 3 8 5 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号に規定する証券会社および同項第 4 号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 2 8 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）証券金融会社（同項日本銀行法施行令第 1 0 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第 5 4 号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から実施する。

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

3 . を横線のとおり改める。

3 . 売買対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 3 7 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 2 条第 1 3 項に規定する承継銀行を除く。）証券会社金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 3 8 5 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号に規定する証券会社および同項第 4 号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 2 8 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）証券金融会社（同項日本銀行法施行令第 1 0 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第 5-4 号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から実施する。

「手形売出基本要領」中一部改正

3 . を横線のとおり改める。

3 . 売出対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 3 7 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 2 条第 1 3 項に規定する承継銀行を除く。）証券会社金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 3 8 5 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号に規定する証券会社および同項第 4 号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 2 8 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）証券金融会社（同項日本銀行法施行令第 1 0 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第 5-4 号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から実施する。

「短期国債売買基本要領」中一部改正

3 . を横線のとおり改める。

3 . 売買対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 3 7 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 2 条第 1 3 項に規定する承継銀行を除く。）証券会社金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 3 8 5 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号に規定する証券会社および同項第 4 号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 2 8 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）証券金融会社（同項日本銀行法施行令第 1 0 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第 5-4 号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から実施する。

「国債売買基本要領」中一部改正

3 . を横線のとおり改める。

3 . 売買対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 3 7 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 2 条第 1 3 項に規定する承継銀行を除く。）証券会社金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 3 8 5 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号に規定する証券会社および同項第 4 号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 2 8 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）証券金融会社（同項日本銀行法施行令第 1 0 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第 5-4 号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から実施する。

「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」中一部改正

3 . を横線のとおり改める。

3 . 買入対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 3 7 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 2 条第 1 3 項に規定する承継銀行を除く。）証券会社金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 3 8 5 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号に規定する証券会社および同項第 4 号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 2 8 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）証券金融会社（同項日本銀行法施行令第 1 0 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第 5-4 号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から実施する。

「補完貸付制度基本要領」中一部改正

2 . (1) を横線のとおり改める。

2 . 貸付先

(1) 貸付先となる条件は以下のとおりとする。

イ、 金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 3 7 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 2 条第 1 3 項に規定する承継銀行を除く。）
証券会社金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 3 8 5 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号に規定する証券会社および同項第 4 号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 2 8 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）証券金融会社（同項日本銀行法施行令第 1 0 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）または短資業者（同項第 5 4 号に規定する者をいう。）であること

ロ、略（不変）

ハ、略（不変）

（附則）

この一部改正は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から実施する。

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

3 . を横線のとおり改める。

3 . 売却対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 3 7 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 2 条第 1 3 項に規定する承継銀行を除く。）証券会社金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 3 8 5 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号に規定する証券会社および同項第 4 号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 2 8 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）証券金融会社（同項日本銀行法施行令第 1 0 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第 5-4 号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、平成 1 9 年 9 月 3 0 日から実施する。

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第八条を横線のとおり改める。

(手形の割引)

第八条 当銀行は、次の各号に定めるところにより、第六条第一項第一号に規定する手形の割引を行う。

一 相手方

割引の相手方は、金融機関（法第三十七条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。）金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五号。以下「令」という。）第十条第一項第二号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。~~第三十四条を除き、以下次条、第九条の二、第十八条および第十八条の二において同じ。~~）証券金融会社（令第十条第一項第三号に規定する証券金融会社をいう。以下同じ。）短資業者（同項第四号に規定する者をいう。以下同じ。）その他の者のうち、当銀行が第一条の目的を達成するため適当と認めるものとする。

(以下略(不変))

第九条の三、第十一条から第十五条まで中、「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成十九年九月三十日から実施する。

3．経済及び金融の情勢に関する基本的見解

(平成19年4月)

わが国の景気は、緩やかに拡大している。

公共投資は、足もと幾分増加しているが、基調としては減少している。一方、輸出は増加を続けており、高水準の企業収益や総じて良好な業況感が維持される中、設備投資も引き続き増加している。また、雇用者所得が緩やかな増加を続けるもとで、個人消費は底堅く推移している。住宅投資も、振れを伴いつつ緩やかに増加している。このように、内外需要の増加が続く中で、生産も増加基調にある。

先行きについても、景気は緩やかな拡大を続けるとみられる。

すなわち、輸出は、海外経済の拡大を背景に、増加を続けていくとみられる。また、国内民間需要も、高水準の企業収益や雇用者所得の緩やかな増加を背景に、引き続き増加していく可能性が高い。こうした内外需要の増加を反映して、生産も増加基調をたどるとみられる。この間、公共投資は、減少基調を続けると考えられる。

物価の現状をみると、国内企業物価は、既往の国際商品市況の反落が影響し、足もとでは3か月前比でみて弱含んでいる。消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、原油価格反落の影響などからゼロ%近傍で推移している。

物価の先行きについて、国内企業物価は、国際商品市況の下げ止まりに伴い、目先、横ばい圏内の動きになるとみられる。消費者物価の前年比は、目先、原油価格反落の影響が残ることなどからゼロ%近傍で推移するとみられるが、より長い目でみると、マクロ的な需給ギャップが需要超過方向で推移していく中、プラス基調を続けていくと予想される。

金融面をみると、企業金融を巡る環境は、緩和的な状態にある。CP・社債の発行環境は良好な状況にあるほか、民間銀行は緩和的な貸出姿勢を続けている。また、民間の資金需要は増加している。こうしたもとで、民間銀行貸出は増加している。CP・社債の発行残高は前年を幾分下回っている。企業の資金調達コストはやや上昇している。この間、マネーサプライは前年比1%程度の伸びとなっている。金融市場の動きをみると、短期金融市場では、オーバーナイト物金利は0.5%前後で推移し、ターム物金利は、前月と概ね同じ水準となっている。為替・資本市場では、前月と比べ、長期金利および株価は上昇しているが、円の対ドル相場は下落している。

(19年5月)

わが国の景気は、緩やかに拡大している。

公共投資は、足もと横ばいとなっているが、基調としては減少している。一方、輸出は増加を続けており、企業収益が高水準で推移する中、設備投資も引き続き増加している。また、雇用者所得が緩やかな増加を続けるもとで、個人消費は底堅く推移している。住宅投資も、振れを伴いつつ緩やかに増加している。このように、内外需要の増加が続く中で、生産も増加基調にある。

先行きについても、景気は緩やかな拡大を続けるとみられる。

すなわち、輸出は、海外経済の拡大を背景に、増加を続けていくとみられる。また、国内民間需要も、高水準の企業収益や雇用者所得の緩やかな増加を背景に、引き続き増加していく可能性が高い。こうした内外需要の増加を反映して、生産も増加基調をたどるとみられる。この間、公共投資は、減少基調を続けると考えられる。

物価の現状をみると、国内企業物価は、国際商品市況の反発などを背景に、3か月前比でみて上昇に転じている。消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、既往の原油価格反落の影響などからゼロ%近傍で推移している。

物価の先行きについて、国内企業物価は、目先、国際商品市況高の影響などから、上昇を続けるとみられる。消費者物価の前年比は、目先、原油価格反落の影響が残ることなどからゼロ%近傍で推移するとみられるが、より長い目でみると、マクロ的な需給ギャップが需要超過方向で推移していく中、プラス基調を続けていくと予想される。

金融面をみると、企業金融を巡る環境は、緩和的な状態にある。CP・社債の発行環境は良好な状況にあるほか、民間銀行は緩和的な貸出姿勢を続けている。また、民間の資金需要は増加している。こうしたもとで、民間銀行貸出は増加している。CP・社債の発行残高は前年並みの水準となっている。企業の資金調達コストはやや上昇している。この間、マネーサプライは前年比1%程度の伸びとなっている。金融市場の動きをみると、短期金融市場では、オーバーナイト物金利は0.5%前後で推移し、ターム物金利は、前月と概ね同じ水準となっている。為替・資本市場では、円の為替相場、長期金利および株価は前月と概ね同じ水準となっている。

(19年6月)

わが国の景気は、緩やかに拡大している。

公共投資は、足もと横ばいとなっているが、基調としては減少している。一方、輸出は増加を続けており、企業収益が高水準で推移する中、設備投資も引き続き増加している。また、雇用者所得が緩やかな増加を続けるもとで、個人消費は底堅く推移している。住宅投資も、振れを伴いつつ緩やかに増加している。このように、内外需要の増加が続く中で、生産も増加基調にある。

先行きについても、景気は緩やかな拡大を続けるとみられる。

すなわち、輸出は、海外経済の拡大を背景に、増加を続けていくとみられる。また、国内民間需要も、高水準の企業収益や雇用者所得の緩やかな増加を背景に、引き続き増加していく可能性が高い。こうした内外需要の増加を反映して、生産も増加基調をたどるとみられる。この間、公共投資は、減少基調を続けると考えられる。

物価の現状をみると、国内企業物価は、国際商品市況高などを背景に、3か月前比でみて上昇している。消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、既往の原油価格反落の影響などからゼロ%近傍で推移している。

物価の先行きについて、国内企業物価は、目先、国際商品市況高の影響などから、上昇を続けるとみられる。消費者物価の前年比は、目先、原油価格反落の影響が残ることなどからゼロ%近傍で推移するとみられるが、より長い目でみると、マクロ的な需給ギャップが需要超過方向で推移していく中、プラス基調を続けていくと予想される。

金融面をみると、企業金融を巡る環境は、緩和的な状態にある。CP・社債の発行環境は良好な状況にあるほか、民間銀行は緩和的な貸出姿勢を続けている。また、民間の資金需要は増加している。こうしたもとで、民間銀行貸出は増加している。CP・社債の発行残高は前年を幾分上回っている。企業の資金調達コストはやや上昇している。この間、マネーサプライは前年比1%台の伸びとなっている。金融市場の動きをみると、短期金融市場では、オーバーナイト物金利は0.5%前後で推移している。ターム物金利は、前月と比べ上昇している。為替・資本市場では、前月と比べ、長期金利は上昇しているが、円の対ドル相場は下落している。株価は前月と概ね同じ水準となっている。

(19年7月)

わが国の景気は、緩やかに拡大している。

公共投資は、このところ横ばいとなっているが、基調としては減少している。一方、輸出は増加を続けており、高水準の企業収益や総じて良好な業況感が維持される中、設備投資も引き続き増加している。また、雇用者所得が緩やかな増加を続けるもとで、個人消費は底堅く推移している。住宅投資は横ばい圏内の動きとなっている。以上のように、内外需要が増加する中で、生産は、足もと横ばいながら、基調としては増加を続けている。

先行きについても、景気は緩やかな拡大を続けるとみられる。

すなわち、輸出は、海外経済の拡大を背景に、増加を続けていくとみられる。また、国内民間需要も、高水準の企業収益や雇用者所得の緩やかな増加を背景に、引き続き増加していく可能性が高い。こうした内外需要の増加を反映して、生産も増加基調をたどるとみられる。この間、公共投資は、減少基調を続けると考えられる。

物価の現状をみると、国内企業物価は、国際商品市況高などを背景に、3か月前比でみて上昇している。消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、ゼロ%近傍で推移している。

物価の先行きについて、国内企業物価は、目先、国際商品市況高の影響などから、上昇を続けるとみられる。消費者物価の前年比は、目先、ゼロ%近傍で推移するとみられるが、より長い目でみると、マクロ的な需給ギャップが需要超過方向で推移していく中、プラス基調を続けていくと予想される。

金融面をみると、企業金融を巡る環境は、緩和的な状態にある。CP・社債の発行環境は良好な状況にあるほか、民間銀行は緩和的な貸出姿勢を続けている。また、民間の資金需要は増加している。こうしたもとで、民間銀行貸出は緩やかに増加している。CP・社債の発行残高は前年を上回って推移している。企業の資金調達コストはやや上昇している。この間、マネーサプライは前年比1%台の伸びとなっている。金融市場の動きをみると、短期金融市場では、オーバーナイト物金利は0.5%前後で推移し、ターム物金利は、前月と概ね同じ水準となっている。為替・資本市場では、円の対ドル相場、長期金利および株価は前月と概ね同じ水準となっている。

わが国の景気は、4月の「経済・物価情勢の展望」(展望レポート)で示した「経済・物価情勢の見通し」に概ね沿って推移すると予想される。物価面では、国内企業物価は、国際商品市況高などを背景に、2007年度は、「見通し」に比べて上振

れるものと見込まれる。2008年度の上昇率は、「見通し」に概ね沿ったものとなる
と予想される。この間、消費者物価は、2007年度、2008年度とも、「見通し」に
概ね沿って推移すると予想される。

(19年8月)

わが国の景気は、緩やかに拡大している。

公共投資は低調に推移している。一方、輸出は増加を続けており、企業収益が
高水準で推移する中、設備投資も引き続き増加している。また、雇用者所得が緩
やかな増加を続けるもとで、個人消費は底堅く推移している。住宅投資は横ばい
圏内の動きとなっている。以上のように、内外需要が増加する中で、生産は、足
もと横ばいながら、基調としては増加を続けている。

先行きについても、景気は緩やかな拡大を続けるとみられる。

すなわち、輸出は、海外経済の拡大を背景に、増加を続けていくとみられる。
また、国内民間需要も、高水準の企業収益や雇用者所得の緩やかな増加を背景に、
引き続き増加していく可能性が高い。こうした内外需要の増加を反映して、生産
も増加基調をたどるとみられる。この間、公共投資は、減少基調で推移すると考
えられる。

物価の現状をみると、国内企業物価は、国際商品市況高などを背景に、3か月
前比でみて上昇している。消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、ゼロ%近傍
で推移している。

物価の先行きについて、国内企業物価は、目先、国際商品市況高の影響などか
ら、上昇を続けるとみられる。消費者物価の前年比は、目先、ゼロ%近傍で推移
するとみられるが、より長い目でみると、マクロ的な需給ギャップが需要超過方
向で推移していく中、プラス基調を続けていくと予想される。

金融面をみると、企業金融を巡る環境は、緩和的な状態にある。民間の資金需
要はこのところ横ばい圏内の動きとなっている。一方、CP・社債の発行環境は
良好な状況にあるほか、民間銀行は緩和的な貸出姿勢を続けている。こうしたも
とで、民間銀行貸出は緩やかに増加しており、CP・社債の発行残高は前年を上
回って推移している。企業の資金調達コストはやや上昇している。この間、マネー
サプライは前年比2%程度の伸びとなっている。金融市場の動きをみると、短期
金融市場では、オーバーナイト物金利は0.5%前後で推移し、ターム物金利は、前
月と概ね同じ水準となっている。為替・資本市場では、米国の住宅金融問題に端

を発生した世界的な不透明感の高まりを背景に、わが国でも、前月と比べ、長期金利は低下し、株価は下落している。また、円の対ドル相場は上昇している。

(19年9月)

わが国の景気は、緩やかに拡大している。

公共投資は低調に推移している。一方、輸出は増加を続けており、企業収益が高水準で推移する中、設備投資も引き続き増加基調にある。住宅投資は足もと減少しているが、雇用者所得が緩やかな増加を続けるもとで、個人消費は底堅く推移している。以上のように、内外需要が増加する中で、生産は、足もと横ばいながら、基調としては増加を続けている。

先行きについても、景気は緩やかな拡大を続けるとみられる。

すなわち、輸出は、海外経済が全体として拡大するもとで、増加を続けていくとみられる。また、国内民間需要も、高水準の企業収益や雇用者所得の緩やかな増加を背景に、引き続き増加していく可能性が高い。こうした内外需要の増加を反映して、生産も増加基調をたどるとみられる。この間、公共投資は、減少基調で推移すると考えられる。

物価の現状をみると、国内企業物価は、国際商品市況高などを背景に、3か月前比でみて上昇している。消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、ゼロ%近傍で推移している。

物価の先行きについて、国内企業物価は、当面、上昇を続ける可能性が高いが、そのテンポは鈍化していくとみられる。消費者物価の前年比は、目先、ゼロ%近傍で推移するとみられるが、より長い目でみると、マクロ的な需給ギャップが需要超過方向で推移していく中、プラス基調を続けていくと予想される。

金融面をみると、企業金融を巡る環境は、緩和的な状態にある。民間の資金需要はこのところ横ばい圏内の動きとなっている。一方、CP・社債の発行環境は良好な状況にあるほか、民間銀行は緩和的な貸出姿勢を続けている。こうしたもとで、民間銀行貸出は緩やかに増加しており、CP・社債の発行残高は前年を上回って推移している。企業の資金調達コストはやや上昇している。この間、マネーサプライは前年比2%程度の伸びとなっている。金融市場の動きをみると、短期金融市場では、オーバーナイト物金利は0.5%前後で推移し、ターム物金利は、前月と比べ低下している。為替・資本市場では、円の対ドル相場、長期金利および株価は前月と概ね同じ水準となっている。